令和８年３月１３日改定

杉並区立堀之内小学校 いじめ防止基本方針

１　基本理念

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活が送ることができる、いじめのない学校をつくるために「杉並区立堀之内小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本姿勢」を示す。

２．いじめの定義

（１）「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法より）

１　行為をした者（A）も、対象になった者（B）も児童・生徒であること
２　A と B の間に一定の人間関係があること
３　A の行為が B に対して心理的または物理的な影響を与えていること
４　当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること

（２）いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

○ 理由もなくいじわるなことをされる。
○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
○ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
○ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
○ 金品をたかられる。
○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　　など

２　いじめを未然に防止するために

＜子どもが安心して生活できる学級・学校風土の創出＞

・魅力ある授業の実現
・豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
・自己肯定感や自尊感情を高める指導（「居場所づくり」と「きずなづくり」）
・よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導
・子どもと教職員の信頼関係の構築

＜組織対応の徹底＞

・「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
・「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催

＜いじめを許さない指導の充実＞

・いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり

・「いじめに関する授業」の実施

・SOS の出し方に関する教育の推進

・感染症に関する偏見や差別、いじめを生まないための指導の徹底

＜子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成＞

・互いに認め合う態度を育む取組

・子ども同士が話し合い、合意形成や意思決定ができるようにする取組

・SNS 東京ルールに基づく学校ルールや家庭ルールの見直し

３　「いじめ」の早期発見・早期対応について

＜「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知＞

・教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の推進

・「学校いじめ対策委員会」によるいじめ認知の徹底

＜子どもの様子から初期段階のいじめを素早く察知＞

・学級担任等による日常的な子どもへの声掛けと様子の観察

・学級担任等による定期的な個人面談

・毎学期行う「ふれあい月間」のアンケート調査

＜子どもからの訴えを確実に受け止める体制の構築＞

・学校教育相談体制の構築と子どもや保護者への通知

・「ふれあい月間」アンケートの分析、保存

・スクールカウンセラーによる面接などの実施

＜関係機関等からの情報提供や通報　＞

・警察、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関からの情報提供

・児童館、学童クラブ職員からの情報提供

４　いじめ防止のための組織

・名称「いじめ対策委員会」

・構成員：校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー

※必要に応じて学年主任、関係する教職員

・役割：①学校いじめ防止基本方針の策定、見直し

②いじめの未然防止

③いじめの対応

④教職員の資質向上のための校内研修

⑤生活アンケート、ふれあい月間などの企画と実施

⑥各取り組みの成果の検証

⑦緊急対応

5　組織対応の流れ

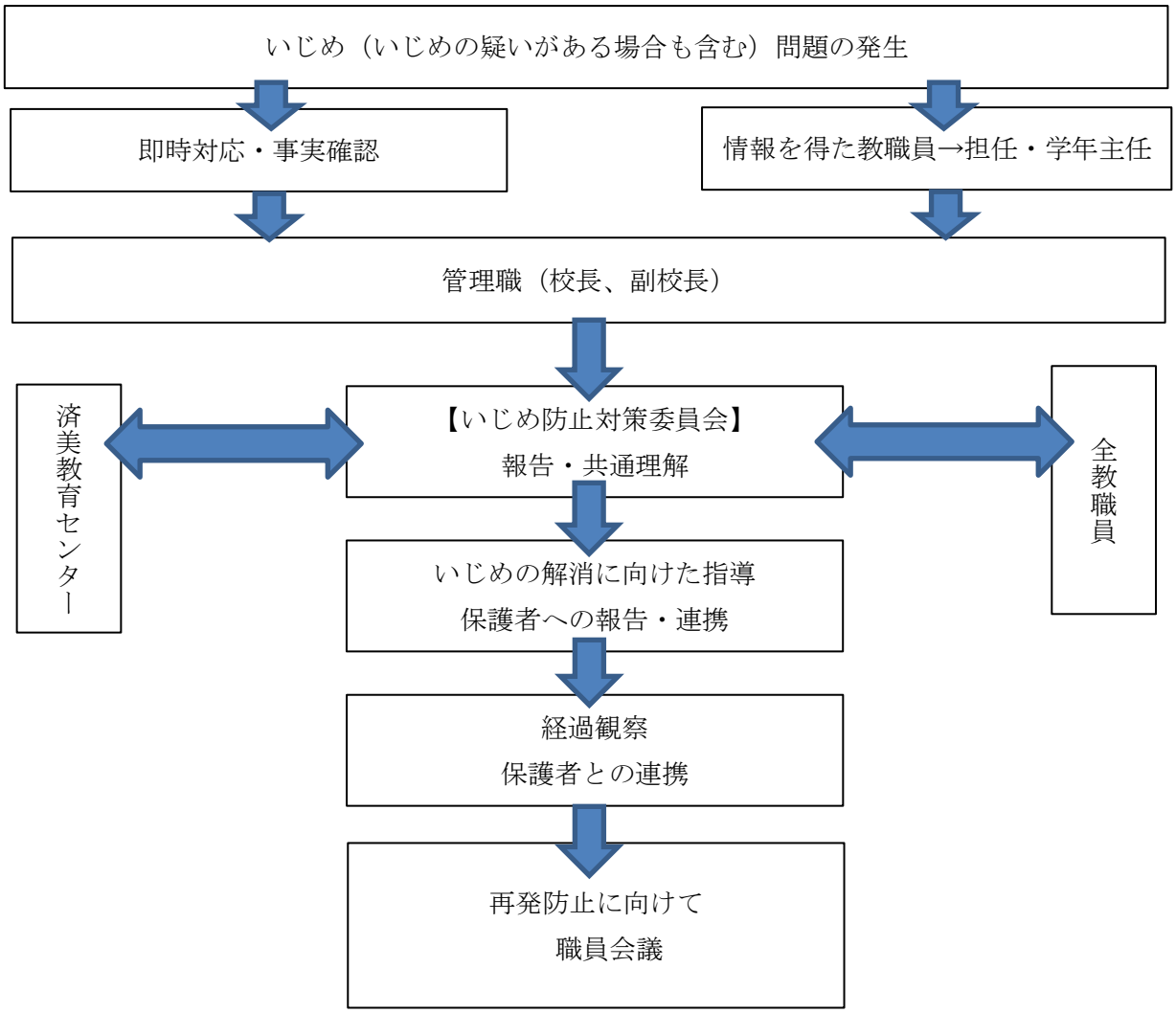

6　教育委員会をはじめ関係機関との連携について

・いじめの事実を確認した場合の杉並区教育委員会への報告、重大事態（※）発生時の対応等については、法に則して、杉並区教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応していく。

・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを依頼する。

※「重大事態とは」
　いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当な期間（年間３０日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある状況のことを言います。